

第三者評価結果

事業所名：森の樹保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 園の基本理念は、「森の樹のしおり」に記載されており、パンフレットには園の紹介が具体的に掲載されています。檜の無垢材で作られた床材や、樹木と土と水の庭、広いホールで跳んだり跳ねたり活発に運動する子どもたち、園での食の基本は和食であることなどが掲載されています。保護者には、パンフレットや保育園のしおりを用い、新入園児説明会などで丁寧に説明しています。「園だより」では、毎回園の理念が記載されています。職員には新年度の職員会議や新任研修等で周知しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 法人が実施している第二種社会福祉事業について、横浜市子ども青少年局保育対策課等の資料により経営環境分析を実施しています。また横浜市私立認可保育園園長会での意見交換や議事録等も使用して、事業経営を取り巻く環境や経営状況を的確に把握・分析し、保育事業を展開しています。地域の事業環境の変化の中で、顧問税理士作成の会計書類により、経営状況を把握・分析し、法人理事会への報告・検討を実施しています。また職員へ経営状況を周知しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 園の経年の会計書類（資金収支計算書、貸借対照表、事業活動計算書）等の分析により、現状の経営課題を把握しています。経営状況は園長、主任（運営担当）が参加する理事会で報告し、現状の把握、分析、対策検討が行われ、役員間で共有されています。園の経営上の課題は主任会議等を通じて職員に周知されています。課題は明確にされていますが、今後、具体的な取組を進めて行く過程において、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、課題解決に向けての組織的な取組が期待されます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 園はこれまで前年度の事業計画を見直し、新たな単年度の事業計画を策定、実行することで安定した事業経営を推進してきました。保育所利用希望数の変化など事業環境変化に対応して中期計画を策定しています。さらに、計画の策定プロセスを見直し、中・長期計画の立案から理事会の報告までの手順を明確にしています。保育の内容にとどまらず、設備整備・職員体制・人材育成等に関する具体的な中期計画の見直しが期待されます。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 法人は今年度の事業計画を策定しています。計画内容は法人の事業内容や評議員・理事・監事等の組織体制、理事会等の活動計画と合わせて、森の樹保育園の園児数、職員数、組織、行事予定が記載されています。しかし、計画内容に数値目標や具体的な成果等の設定はなく、実施状況の評価が行えない内容となっています。法人の計画を踏まえた、園としての保育計画や質の向上、人材計画、環境整備等の具体的な実施計画の策定が期待されます。また単年度の計画は中・長期計画の内容を反映しての策定が望まれます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画は例年2月から3月にかけて園長・主任・副主任等が、他の職員の意見も持ち寄って下書きを作成し、運営担当主任が最終計画書としてまとめ、園長の確認を得て理事会で最終決定されています。予算計画は顧問税理士が園長・主任（運営）の意向を確認して作成し、理事会に諮っています。園では職員会議等で事業計画について説明し周知していますが、今後、半期・月次などの評価・見直しに際し、職員の意見を集約し取り組むことが期待されます。合わせて保育計画や質の向上、人材計画、環境整備等の具体的な実施計画の策定が期待されます。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 園の理念や諸行事等は森の樹だよりや園のホームページで保護者等に周知しています。周知に際しては、書類形式での文章だけの記載ではなく、手に取ってまたは見て分かりやすい文面や、写真を多用するなど、フォーマットを工夫し、内容が伝わりやすくなるように努めています。今後、職員の参画や意見の集約・反映のもとで園の事業計画が策定され、重点取組事項や保育計画、食育計画、設備改修計画などを入園児説明会やクラス懇談会等で保護者に説明されることが期待されます。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
<コメント> 園の理念を基に、園長・主任（保育）が中心となり「全体的な計画、各クラス年間指導計画」を作成しています。各クラスの担当は園長・主任の指導のもと、月次の保育計画を立案し【P】、担当の保育士と共に保育を行っています【D】。毎月の「主任任会」では園長・主任・担当が参加して、現在の「保育の質」に関して振り返り、現状の課題を抽出し【C】、次月の保育についてどのように進めるか、アクション決めを実施しています【A】。園の自己評価は年度末に実施してまとめ、全職員及び保護者に周知しています。		
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
<コメント> 日々の振り返りや週案・月案での振り返りを実施して保育の課題を明確化し、クラス会議や主担当会議などで、改善計画を話し合い、改善策を文書化しています。先期、園の自己評価で明確となった体制強化の課題については、主任・副主任の他に主担当を置き、組織的な運営力を強化しています。保護者の不安や焦りへの対応は、個別の面談等でコミュニケーションを強化し、取り組んでいます。職員は評価結果や経営課題について職員会議等で説明を受けていますが、今後、改善に向けた話し合いや、事業計画の重点施策の内容検討に参画出来る仕組みづくりが期待されます。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b
<コメント> 園の役職基準マニュアルには園長の責任や職務分掌が明文化されており、毎年3月の最終土曜日に実施している職員会議で職員に周知しています。園の経営・管理に関する方針と取組、並びに自らの責任については職員会議や主担当会議等で明確にしています。災害・事故等有事における園長の役割と責任については、不在時の園長補佐への権限委譲等を含め各マニュアルで明確にしています。園長は自らの役割と責任について表明し、園の広報誌等に掲載することが期待されます。		

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は横浜市園長会での研修や、法人が独自に実施している「森の樹フレンズ研究会」等で法令順守や環境への配慮等も含む幅広い分野について研鑽を積んでいます。研究会には他の保育園長や経営コンサルタント（学校心理士）、スクールカウンセラー、臨床心理学研究者等13名が参加しています。利害関係者（取引事業者、行政関係者）とは適正な関係を保持しています。職員は週5日勤務を基本としているため、研修は祝祭日のある週末土曜日に実施しています。園内研修では講師となって、遵守すべき法令等や子どもの発達について指導しています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 園長は、保育の質の向上に意欲を持ち、率先して取り組んでいます。クラスごとの会議は日程をずらして実施し、全てのクラス会議に出席しています。各クラスの保育の現状や課題を詳細に把握し、クラスの担当者と共に話し合い指導しています。決定された改善策の内容は全職員に共有されています。職員研修は職員に研修内容のアンケートを取り、希望を反映して実施しています。園長自ら、歌やリズム運動、子どもの発達、保育方法等の知識や技術を具体的に伝え指導しています。直面する保育の課題・悩みを聞いて話し合う場としての研修会も実施しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園長は、日中保育の現場に入り、クラス会に参加し、全職員と話をする場をほぼ毎日持ち、組織の理念や基本方針の実現に向けて活動しています。また、職員からの相談や意見を聞き、働きやすい環境整備等に具体的に取り組んでいます。経営の改善や業務の実効性を高めるため、来年度に向けて主任研修会を実施し、経営コンサルタントも交え、働き方を見直し、改革方針案を検討しています。業務の効率化に向け、パソコンやタブレットの増設も検討しています。今後、経営改善への具体的な取組を策定し、実行して行くことが期待されます。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b	
<p><コメント> 人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。園の方針や、保育の内容に興味を持ち、ホームページや、紹介からの応募が多く、採用に当たっては人物と意欲を勘案し、資格の有無にとらわれず採用をしています。応募者に園の魅力や特徴を感じてもらえるようホームページの内容を工夫し、今後保護者の声なども掲載していく予定です。職員の配置・仕事の偏りは正や職員間コミュニケーションの強化が期待されます。</p>		
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b	
<p><コメント> 園の理念・基本方針である「森の樹の組織理念・森の樹の保育理念・森の樹が大切にしたいこと」に「期待する職員像」等を明示しています。人事基準は「役職基準運用マニュアル」と「役職基準表」で明確に定められ、職員に説明会を実施して周知しています。毎年1月前後に、園長は全職員と自己評価に基づいた面談をし、意見を聞き、配置や昇進等の評価をしています。</p>		
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b	
<p><コメント> 日頃から職員のメンタルヘルス等に気を配り、必要に応じて個別面談の機会を設けることにより、個々の悩み等への対処を迅速に行っています。問題解決のため、相談内容によっては幹部で話し合いを行い、対応方法を検討しています。必要に応じて所属（担当クラス等）の変更を行うこともあり、また、心身の不調により受診を希望する職員には、クリニックの候補を提供し、受診への一歩を踏み出しやすくしています。行政のこころの相談窓口の案内も掲出し、情報提供に努めています。職員同士で日常的に日頃の悩み等を話せるよう、年長者が積極的に話しかけ、またお互いに声を掛け合いやすい雰囲気づくりを心掛けています。健康維持の取り組みとして、予防接種を受けた際の費用負担や、新型コロナウイルス予防のための不織布マスク配付等を行っています。ワーク・ライフ・バランスに配慮するため、本人の希望に合わせた雇用形態や労働時間を柔軟に取り入れています。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
<コメント> 園は「森の樹が大切にしたいこと」を明示し職員に職員会議等で周知しています。「①自分自身の人生を楽しむ ②多様性を受け入れる ③挑戦することや挑戦する人を応援する ④目的に立ち回りフェアに取り組む」の4項目で、これは行動面から期待される職員像を記した行動評価の基準となっています。園長は毎年1月に全職員と面談し、職員一人ひとりの目標への進捗状況を確認し、課題を抽出して次年度の取組に繋げています。期中、園長はクラス単位で話し合い、必要に応じて個別に面談をしています。		
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
<コメント> 全職員が参加する職員会議の中で「森の樹が大切にしたいこと」を周知し共有しています。この指針のもと、年間職員研修計画が策定されています。研修は①年齢別研修（クラス別研修）を基本とし、②文化研修（音楽リズム表現・民俗舞踊・歌等）、③厨房（食事）、④発達について、⑤救急他など多岐にわたります。講師に外部の専門家を招き、テーマは日々の保育に直結した内容としています。研修に対するアンケートを年1回実施しています。「研修計画」は年度末に各研修の評価を行った後、毎年見直しされています。		
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
<コメント> 園長は職員の保育技術や、キャリアアップ研修の受講状況等を確認しています。園内での各種研修は同じ内容の研修を複数回実施して、全ての職員が研修に参加できるよう配慮しています。新任職員の研修においては、職員が日頃の想いや悩みを分かち合える場としています。年間の研修計画には、階層別研修や役職者研修・リズム、歌研修など多彩な研修が実施されています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント> 実習生等、保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備しています。実習計画を立てる際は、園長・主任や指導を担当する保育士が実習生と直接話をして、より実習目的に沿った計画を立てて実施しています。実習生を指導する各クラスの職員に対してはクラス主任が指導し、実習生に対しては、丁寧に指導を行い、保育者の仕事がやりがいのある仕事であることを伝えています。毎日の実習終了時にその日の反省や翌日の取組の打ち合わせをして、保育実習の充実を図っています。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> 園のパンフレットには保育園での保育の様子が写真と共に記載され、園の保育についての考え方が具体的に紹介されています。ホームページの園日記には日頃の園の保育内容が紹介され、園の理念や方針、保育内容等に触れることが出来ます。第三者評価は5年ごとに受審し、保育の質の向上に繋げています。地域に向けては、パンフレット等印刷物の配布は実施されておらず、課題としています。園のホームページで事業計画や事業報告、予算・決算情報等の公開が期待されます。		

<p>【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園での保護者との金銭の取り扱いは現在、延長保育費・副食費・主食費・教材等の集金があり、現金を扱っています。日常の会計処理や経理、財務については顧問税理士の指導・助言を受けて実施しています。月次決算報告書をもとに、経営状況の確認・報告を行う会議を顧問税理士と共に行い、経営の実態を掌握しています。経営課題は明確にされ、改善策をとりまとめ、理事会等で検討されています。経営課題解決の取組を中期計画として策定し、来年度よりスタートする準備を進めています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b

<コメント>
活用できる社会資源や地域の情報のパンフレット等を保護者が閲覧できるよう取り組んでいます。コロナ禍のため一般的な園庭解放や子育て相談等の地域支援は実施していません。地域のかかわり方や母子支援の方針を策定し、取組を始めています。今後、子どもと地域とのふれあいの場づくり等、さらに交流を広げる活動などが期待されます。コロナ禍のため中断している幼・小・中・高の保育・学校関係者等との交流に取り組むことも期待されます。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
---	---

<コメント>
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化しています。コロナ禍以前は、本の読み聞かせのグループボランティアに交代で来てもらっていました。現在はコロナ禍のため、ボランティアの受け入れは規制していますが、今後状況が改善された時点で、受け入れを再開して行く方針です。受け入れにあたっての登録手続きや、事前説明などの流れを明文化していく事を課題としています。今年度は高校生のインターンシップを受け入れたり、保護者OBに園に寄ってもらい、就学の会で小学校の様子について状況を教えてもらうなどしています。

<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a

<コメント>
園では、関係機関との連携について職員会議で説明し、地域の関係機関一覧リストを作成しています。リストには病院関係や、子育てSOS連絡会（横浜市要保護児童対策地域協議会）なども記載し、職員間で共有化を図っています。園児の状況をよく観察し、問題があった際は、園長が担当して発達専門家と相談したり、区役所や児童相談所へ連絡を取り相談しています。行政との連絡の際は、実際の現場・現実の状況を伝え、把握してもらうように務めています。

<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b

<コメント>
周辺地域の保育所利用ニーズを把握して、そのニーズに合わせた園児募集を実施しています。地域住民に向けた園の保育説明会を開催し、その際育児相談を受けたり、要望の聞き取り等を行う中で、地域のニーズに関する情報を収集しています。横浜市や港北区等の行政、園長会等と連絡を取り合い、情報の収集・提供を行っています。現在園は自治会等と行事等の連携がない状態ですが、今後、自治会や民生児童委員との連携を図り、地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する取組を実施することが期待されます。

<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
--	---

<コメント>
園は地域の自治会に加盟し、回覧板等から地域の情報を得ています。周辺は防災マップで、浸水想定区域に指定されています。避難拠点への子どもたちの避難訓練や緊急時の対応として垂直避難の実施等、自治会等と連携し検討することが期待されます。また、地域の防災訓練への参加や、災害時の地域支援への取組などの活動が期待されます。AED設置を掲示板等で告知するなどの活動も期待されます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施
1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 理念や基本方針に子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員は入職時や会議、研修で理解を深めています。業務マニュアルを策定し、「望ましい保育士としての資質や態度」「社会人としての基本」とする基本姿勢を明文化しています。子どもの尊重や基本的な人権の配慮として勉強会を行っています。性差においては、持ち物で差別せず、整列は誕生日順に行うなど、女の子、男の子の固定概念を押し付けない保育を行っています。保護者には、園だより、クラスだよりを発行し、園の方針を伝え、理解を深めるよう取り組んでいます。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
<p><コメント> 業務マニュアルに子どものプライバシーについて明記しています。4、5才児用のトイレにドアが設置され、プライバシーに配慮しています。2、3才児にはドアに指が挟まれないように安全性に配慮しています。乳児のおむつ替えやどろんこ遊び後のシャワー、着替えなど子どもの生活場面において、カーテンなどの工夫によりプライバシーに配慮しています。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p><コメント> 港北区の保育園ガイドや横浜市の保育情報サイトに園の理念、基本方針、保育内容などの情報を掲載して情報を提供しています。見学説明会を月に1回以上（4月～10月）開催し、少人数に分けて丁寧に説明を行っています。ホームページでは、園が力を入れていることや園の方針、行事、給食など、園の特徴について写真などで分かりやすく説明しています。利用希望者に園の特徴や方針がより的確に伝わるように、情報提供について検討しています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント> 入園時に森の樹のしおり・保健のしおり（重要事項説明書）、個別の健康状態の確認など、資料に基づいて園の方針を分かりやすく説明しています。在園児にも年度ごとの園のしおりを配布し、変更箇所について説明して伝えています。特に配慮が必要な保護者には、園専属のスクールカウンセラーの指導のもとで、個々に対応することを保護者に説明しています。保育内容の変更について説明しますが、保護者と同意書を交わし、書面に残すことまではしていません。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保育所等の変更（転園）が生じた際に、引継ぎ文書を作成し転園先に情報提供することは行っていません。保護者から希望があった場合は、個人情報に配慮し、育ちや園での様子などを伝えています。変更先の施設から引継ぎの依頼があった場合も個人情報に配慮した上で、情報提供の対応を行っています。保育所の変更や、利用終了時には、保護者や園児に困った時には相談できること、いつでも来られること等も伝えています。相談方法や担当は文書化していませんが、園長が主に担当をしています。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 日々の子どもの表情や言動を注意深く観察し、興味や思いの様子から満足を把握しています。特に幼児クラスでは、子どもが主体的に活動内容を取り決めて進めています。子どもたちの満足感は、その笑顔、躍動感で確認することができます。保護者に対しては、行事後のアンケート調査や個別面談で意見・要望などを把握しています。さらに保育所全体の満足度アンケートなどを行い、その評価結果から改善策を検討する定期的な仕組みが望まれます。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 苦情解決の体制を整えています。園のしおりに明記し園内に掲示しています。一部の保護者に周知が行き届いていないこともあり、課題となっています。保護者からの悩み・相談については、連絡ノート、担任、個人面談などで随時受ける体制を整えて園のしおりに明記しています。苦情が言いやすいように意見箱や匿名制などの工夫が望まれます。苦情の申し出から解決までの手順を整えて、法人の事業報告書で公表しています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 保護者の相談、要望、意見は、日々のコミュニケーション、連絡ノートや個人面談などの機会に相談ができることを周知しています。また、園のしおりに明記していますが、相談内容によっては保育所内だけに留まらず、第三者委員、カウンセラーや専門機関に相談できることの説明が明確ではありません。園のしおりに苦情相談窓口として園長・主任保育士・第三者委員を明記し、園舎内に掲示しています。相談室を設け、落ち着いて話せる環境を整えています。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 保護者からの相談に速やかに対応する仕組みがあります。個人面談を行う他に、日常的な送迎時、クラス会などで相談や要望などを言いやすい環境づくりに努めています。相談などを受けた場合は、主任、園長に迅速に報告し、会議で話し合い、情報共有して、迅速に対応できるようにしています。苦情解決の対応マニュアルを整えています。日常的な相談や要望・意見への対応マニュアルを整備し、保育の改善に繋げていくことが期待されます。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> クラス代表者の会議で事故報告・ヒヤリハット報告を行い、原因や再発防止策等の検討を行っています。リスクマネジメント委員会の設置はありませんが、職員参画のもとでリスク情報の共有と防止に取り組んでいます。ヒヤリハットやインシデント・アクシデントレポートを作成しています。災害対策などのマニュアルを整備し、子どもの安心と安全に取り組んでいます。リスク事例の収集・対応などを職員で情報共有しています。さらに、委員会などを設置し、組織的に研修実施や事故防止の具体策とその評価などに取り組むことが望まれます。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対策における責任と役割は園長としており、更に管理体制を明確にしていきたいとしています。感染症予防・蔓延防止、衛生管理対応のマニュアルを整備しています。嘔吐処理研修や予測される感染症などの勉強会を行い、職員の感染症に対する意識と理解を深めています。感染症マニュアルは社会の状況や行政の指示を反映して必要に応じて見直しをしています。季節的に発生する感染症や発生時の最新情報も園内に掲示し、園全体の感染拡大に注意喚起しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 毎月状況を変えて火災・地震・洪水などの災害訓練を行っています。園は、浸水想定区域のため、洪水避難確保計画を作成し、避難先に安全に避難できるルートや、避難先の環境確認を行っています。災害発生時には、保護者、職員の携帯に緊急確認の一斉配信を行います。食料・備品のリストや全園児の防災グッズの一覧表も作成して備えています。非常食には、食物アレルギーに配慮した食料を備蓄しています。今後は、備蓄内容の周知や有事に備えての体制、自治会など地域住民との共助体制が課題となっています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	b
<p><コメント> 保育実施について業務マニュアルに記載しています。園では業務マニュアルをもとに全体的な計画、指導計画に沿った保育を行っています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を明記して職員に周知しています。保育実践が画一的なものとならないように配慮をして保育を行っています。今後は、業務マニュアルの中から、保育の基本となる標準的な実施方法（考え方、手順など）を文書化して、誰もが行わねばならない事を共有し保育の質の確保につながることを期待されます。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p><コメント> 月間指導計画の作成時に保育内容の見直しを行い、次の計画に反映しています。クラス内会議や園長報告を経て現状を検証し、研修や主任任会議などで職員に周知しています。指導計画には連絡ノートや行事後アンケートでの意見など保護者の意見も反映しています。今後は、指導計画だけでなく、標準的な保育の実施方法についても、継続的に見直し、保育の質の向上について意義をさらに深めることが期待されます。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	b
<p><コメント> 指導計画は園長が責任を担い、主任や主任任の意見に基づき作成しています。入園前、在園児進級時に保護者の思いや子どもの成長・健康などのアセスメントを行う仕組みを整えています。アセスメントに基づく指導計画は、各クラスの職員らで協議・検討し、保護者の意向などをもとに作成しています。さらに必要に応じ、園専属のスクールカウンセラーが指導計画に助言をして適切に作成しています。計画に基づいた保育が行われているか、又は、行われたかの確認や、振り返りの仕組みを整えて保育活動を進めています。障害のある子どもや外国籍、3歳児未満については個別支援計画書を作成しており、さらに支援を充実していきたいと考えています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p><コメント> 指導計画の見直しは、各クラス担任会議や年度ごとの全体会議で検討して行っています。必要に応じ、スクールカウンセラーの助言も参考にしています。指導計画を緊急に変更する手順や周知方法については明記していませんが、毎月定期的に計画を見直しています。指導計画については、必ず「評価と反省」の見直しを行い、次の計画に活かしています。さらに、見直しの手順を標準的な実施方法の中に盛り込み、職員の共通意識により保育に取り組むことが期待されます。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの保育の実施状況は、全園児の児童票、保育経過記録、及び、配慮の必要な子どもの個別支援計画として定められた統一様式に記録し、職員はいつでも確認することができます。各記録内容の書き方に差異がないように上長が確認し、助言を行っています。情報の分別や必要な情報は、「園長、主任、共有情報」に分別し、それぞれに的確に届く仕組みを整えています。コンピューター使用による個人データ取り扱いについて業務マニュアルに定めています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	b
<p><コメント> 子どもに関する記録・個人情報の保存と廃棄に関する規程を定めて、園長の責任下で管理が行われています。職員への周知は、入職時の研修実施、年度初めに取り扱いについて説明しています。ICT化が進む中で、新しい個人情報セキュリティ対策についても研修・学習会を設けることが期待されます。保護者向けに園のしおり、運営規定に個人情報の取り扱いについて文書化して同意をもらっています。</p>	